

令和4年度「退学願」の出願手続き等について

1. 「退学願」の出願手続き

- (1) 全て黒のボールペンで記入してください。(鉛筆不可)
※日付欄は、書類の提出日を記入してください。
- (2) 本人氏名欄と保証人氏名欄は、各々の方が自署・捺印(各々の印鑑)してください。
※シャチハタ印は不可です。
- (3) クラス担任の署名・捺印が必要です。
※クラス担任の面談を受けた上で、署名・捺印をもらってください。
- (4) 提出先：教務課学籍窓口(1号館1階)
※提出時に、「学生証」を返却してください。
- (5) 提出期限

No.	区分	提出期限	備考
1	令和4年4月退学	令和4年4月21日(木)	左記提出期限を過ぎた場合は、当該学期の修学費等を納付しなければ、退学できません。なお、修学費等が納付されない場合は、「退学」ではなく納付金未納等による「除籍」となります。
2	令和4年9月退学	令和4年9月23日(金)	
3	令和5年3月退学	令和5年3月15日(水)	左記提出期限を過ぎた場合[令和5年3月16日～4月21日(予定)]は、令和5年4月退学となります。
4	上記以外の各月	各月の月末(2月は除く)	※2月提出分は3月末退学の取扱いとなります。

(注) 当該年度に合格した授業科目の単位認定は、「退学願」の提出日により異なります。

- ①前学期完結科目：9月1日以降の出願者に対し認定
- ②通年科目：2月1日以降の出願者に対し認定
- ③後学期完結科目：通年科目と同様

※問い合わせ先：教務部教務課 学籍係 (TEL 092-673-5675・092-673-5504)

2. 奨学金について [学生部厚生課(1号館3階)]

- (1) 高等教育の修学支援新制度(授業料減免・日本学生支援機構給付奨学金)の適用者
重要な確認事項等がありますので、出願前に必ず厚生課(1号館3階)に申し出てください。
- (2) 日本学生支援機構貸与奨学金の貸与者
退学する時は、貸与の継続を辞退するための「異動願(届)」を同機構に提出する必要があります。
退学願の提出期限までに、厚生課(1号館3階)窓口で手続きを行ってください。
手続きが遅れた場合は、奨学金の振込超過が発生し、返金手続きが必要となりますので、ご注意ください。
- (3) 本学独自の給付奨学金の受給者
(経済支援・中村治四郎・上野拓記念・遠隔地学生予約型・外国人留学生・同窓会楠風会奨学金など)
退学する場合は、規程に基づき奨学金の給付が廃止されます。その場合、既に給付した奨学金の返還を求める場合があります。
- (4) その他(九州産業大学応急貸与奨学金の貸与者、国・地方自治体・民間団体などの奨学生)
制度により必要となる手続きがあります。出願前に厚生課(外国人留学生は国際交流センター)で確認してください。

以上